

“ORIGAMI のまち かみのかわ” ロゴマーク
使用ガイドライン



ORIGAMI のまち
かみのかわ

栃木県河内郡上三川町

はじめに

令和4年5月“ORIGAMIのまちかみのかわ”ロゴマークが正式に決定いたしました。各種広告、啓発品など幅広くご使用いただくため、このロゴマークのガイドラインを次のとおり定めます。

また、ロゴマークは「シンボルマークとロゴタイプ」が基本デザインとなりますが、「シンボルマーク」を単体で使用することもできます。

目次

01. コンセプト
02. 要素
03. デザイン
04. アイソレーション（不可侵領域）余白規定
05. カラー規定（カラー表示、白黒表示）
06. カラー規定（単色ベタ表示）
07. 禁止事項
08. ガイドラインの変更

問い合わせ先

上三川町役場 企画課 総合政策係

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL:0285-56-9118 FAX:0285-56-6868

01. コンセプト

『折り紙と上三川町の鳥「しらさぎ」をかけあわせており、3つの川から成り立つ自然の水色をメインカラーに使用しています。地域から全国へ、そして世界へ羽ばたいていく未来を創造していく』という願いが込められています。

02. 要素

a. シンボルマーク



b. ロゴタイプ

ORIGAMI のまち
かみのかわ

c. ベースカラー

	K…100%			
	C…75%	M…30%	Y…0%	K…15%
	C…55%	M…10%	Y…0%	K…0%

03. デザイン

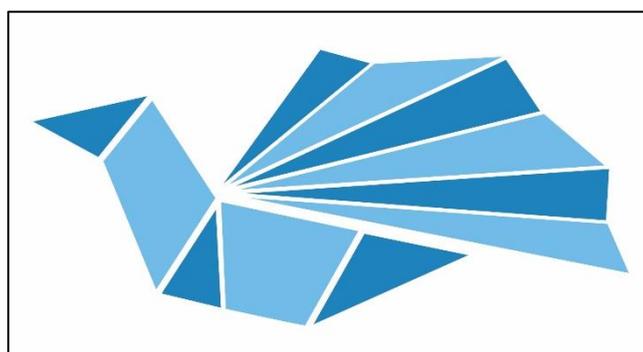
①基本デザイン（シンボルマーク+ロゴタイプ）

“ORIGAMI のまち かみのかわ”ロゴマークの基本デザインは次のとおりです。シンボルマークと“ORIGAMI のまち かみのかわ”のロゴタイプの一体型です。



②単体デザイン（シンボルマーク単体形）

“ORIGAMI のまち かみのかわ”のロゴマーク基本デザインのうち、シンボルマークのみを単体で使用することもできます。



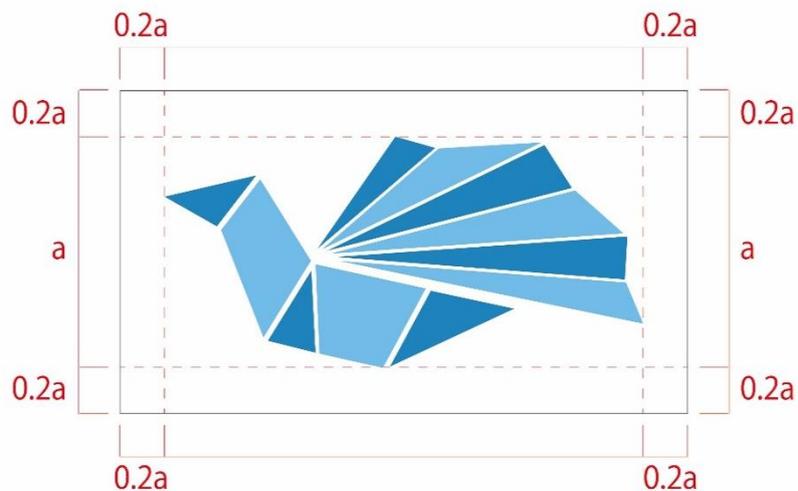
04. アイソレーション（不可侵領域）余白規定

“ORIGAMI のまち かみのかわ”のロゴマークは、全体のバランスを保つため、周囲には次のとおりアイソレーション（不可侵領域）を設けています。アイソレーションは、ロゴマークの独立性を保護するための余白基準ですので、この領域には何も置かないでください。

①基本デザイン（シンボルマーク+ロゴタイプ）



②単体デザイン（シンボルマーク単体形）



05. カラー規定（カラー表示、白黒表示）

“ORIGAMI のまち かみのかわ”のロゴマークは、カラー①を標準仕様としますが、背景色が白以外かつロゴをカラーで使用する場合は、②のとおり白フチ取りで、背景色はベースカラーの3色を推奨します。

白黒印刷で使用する場合は、③及び④のようなパターンでお使いいただけます。

①カラー表示（背景白）



【シンボルマーク】

	K…100% （ロゴタイプ）
	C…75% M…30% Y…0% K…15% （ロゴタイプのうち“ORIGAMI”）
	C…55% M…10% Y…0% K…0%

②カラー表示（背景ベースカラー3色推奨、白フチ）



【シンボルマーク】

	K…100% （ロゴタイプ）
	C…75% M…30% Y…0% K…15% （ロゴタイプのうち“ORIGAMI”）
	C…55% M…10% Y…0% K…0%

※ 背景が「濃い色」「画像」「パターン」や「柄もの」の場合は、こちらの白フチを使用してください。

③白黒表示



	K… 0%
	K… 80%
	K… 60%

ロゴタイプ

	K… 100%
---	---------

④白黒（反転）表示



	K… 100%
	K… 40%
	K… 20%

ロゴタイプ

	K… 0%
---	-------

06. カラー規定（単色ベタ表示）

単色ベタ表示の場合は、次のデザインを、K（黒）で使用してください。

ただし、やむを得ずK（黒）の単色使用ができない場合は、他のベースカラー2色で
ご使用ください。

（優先使用）



■ K…100%



■ C…75% M…30% Y…0% K…15%

■ C…55% M…10% Y…0% K…0%



07. 禁止事項

- ① 基本デザイン、シンボルマーク単体形ともに、縦横比率は変更しないでください。



- ② 本ガイドラインで定めたカラー規定以外の使用は原則できません。

カラー規定以外の色で使用を希望する場合は、案を作成し、企画課総合政策係へご相談ください。



- ③ アイソレーション内に文字やオブジェクトを重ねないでください。

ただし、作成するものの特異性に則して、条件対応不可能なものについては、案を作成し、企画課総合政策係へご相談ください。



- ④ ロゴマークが認識できないような強いコントラストの背景や、ロゴマークが同化してしまうような背景には重ねないでください。



- ⑤ 上記のほか、ロゴマークのイメージや独立性が維持できないような使い方はご遠慮ください。

08. ガイドラインの変更

本町は、必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでもロゴマーク使用ガイドラインを変更することができます。変更後のロゴマーク使用ガイドラインは、本町ホームページ内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、使用者は変更後も使用し続けることにより、変更後のロゴマーク使用ガイドラインに同意したものとみなされます。

更新履歴

- R4.6.22 ガイドライン作成
- R7.2 一部内容変更（07.禁止事項）